

第10回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時:平成19年12月6日(木)15:46 ~ 16:16

場所:永田町合同庁舎 2階 第2共用会議室

木場委員 大変お待たせしました。本会議が10分少々延びまして、記者会見は予定より15分ほど遅れております。申し訳ございません。

それでは、始めたいと思います。

お手元の資料の確認は終わりましたね。

本日の会議では、各タスクフォースにおきまして、月末の答申のとりまとめに向けて詰め作業が行われておりまして、まさに正念場を迎えている中、折衝で合意できつつある事項、それから残された課題、今後の予定などにつきまして各タスクフォースの主査から報告をいただきまして、その後、意見交換をしております。

ただ、今回の本会議の議事の詳細な御紹介につきましても、政府部内での検討、協議に関することとなりますことから控えさせていただきますけれども、この後、本日の検討を行いました課題のうち4点ほど、具体的な取り組み状況について御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、議長から一言よろしく申し上げます。

草刈議長 遅くなりまして申し訳ありません。ただ今、申し上げましたとおりですけれども、あと2週間弱ぐらいしか時間がありません。それで、まだ何点か相当隔たっているものもあるので、それを今から大車輪でやっていくという段階です。

したがって、戦術的なことも含めて、申し訳ありませんが、今の段階で今日の議論を公表するというわけにはいきませんので、御理解をいただきたいと思います。

ただ、その代わり何点か、割と進んでいるもの、あるいは非常に困っているもの等について、御説明を2、3点させていただくということで、それに代えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

木場委員 ありがとうございます。では、4点ほど具体的な取り組みを説明したいと思います。

まず、八田議長代理からよろしく願いいたします。

八田議長代理 まず、機会均等の精神からなるべく多くの人に職業に就けるチャンスを与えたいという観点からやっているものが、私どもの雇用・就労タスクフォースです。

木場委員 資料の中の子育て経験者というのを出示していただければと思います。

八田議長代理 それで、今日は保育士資格要件の拡大についてお話ししたいと思います。

まず、現在、保育士になるには2つの方法があります。高卒以上の方は、2年の養成学校(あるいは養成課程)を卒業すると、保育士資格試験を受けずに保育士になることができます。それから、そういう養成学校に行かなくても、保育士資格試験を受ければ保育士さんになることができます。

それぞれ、さまざまな学歴要件が付いています。養成学校への入学条件は、高卒以上ということです。しかし、例えば高校中退であっても子育て経験のあるお母さんが入学できないというのはお

かしいから、子育て経験のある人には高卒要件を緩和することを検討してもらうことになりました。

それを、厚労省としては基本的に受け入れてくれました。これが下の見直しの方向性の青い方向です。入所要件の緩和で、家庭的保育の経験を有するもの（保育ママ）は、学歴にかかわらず入所可能とする。これを検討することになっている。

もう一つ、保育士資格の試験を受けるといのがありまして、例えば私は大学を出ているから、いきなり受けることができるわけですが、もし私が高卒であったらば、2年間の実務経験がないと、この試験を受ける資格がない。中卒だったら、5年間の実務経験がないと、これを受ける資格がありません。しかし、子育て経験のある人ならば、それ自身が実務経験としてみなしてもらいたいというのが、下の保育士試験のところの です。これも基本的に受け入れてもらいました。

それから、下の2番目ですが、今、試験を合格して保育士さんになるのは1割程度しかいない。やはり実務経験の要件というのは非常にきつからです。しかもこれはフルタイムでなければいけないという要件がありますし、どういうところで経験を積まなければいけないというのがあります。そういう条件を緩和してもらおうということも受け入れてもらいました。

以上です。

木場委員 ありがとうございます。今の八田議長代理の保育につきまして、当会議の保育担当タスクフォース主査の白石委員から補足説明がありますので、よろしくお願いします。

白石委員 今、八田議長代理から保育ママを経験した人は、養成施設に入って、保育士を目指したり、また、保育士試験に受験しやすくするというお話がございましたが、保育ママという入り口のところにも若干のハードルの高さがございます。これは、平成12年に2万人ぐらい保育所を待っている待機児がいましたので、これをちょっと緩和するというところで、国の家庭的保育事業というのが始まったんです。

これは保育ママのことなんですけれども、6年経過した平成18年度でも、これを利用している人が319名しかおりません。なぜ、これだけ少ないのかというと、国の保育ママというのは、看護師や保育士の有資格者に限られているからでございます。資格を持っていれば、病院とか保育園で働いている人たちの方が多いので、家庭でなかなか保育をしている人は少ないということだと思えます。それで、ここを何とかしないといけないんですが、東京都などは昭和35年に先行して保育ママの事業をやっているんです。これは子育て経験があれば保育ママになれる。有資格であることを問わない。東京都の方がよりハードルが低いわけです。

ですから、私が主査を務めております保育・福祉・介護のタスクフォースでは、国にもっと東京都や先進的な自治体を見習っていただいて、まず資格要件を緩和して保育ママの数を増やそうということ。資格を持たなくても初歩的な研修だけをしていただければ、保育ママになっていただく。この入り口の部分のハードルをうんと低くすることによって、まず、一旦は保育ママ、そして保育士にという二段構えで行っていただくということでございます。

以上でございます。

木場委員 どうもありがとうございます。では、続きまして有富委員、お願いします。

有富委員 それでは一つ目、「臨時開庁手続の見直し」という資料をご覧いただきたいと思いま

す。

日本は貿易立国ですから、輸出入でいろいろ荷物が行ったり来たりすることが非常に多いんですけれども、空港や港で輸出入するとき、荷物が出入りするときにチェックされる場所、植物防疫、動物検疫、食品検疫、それから税関とあるわけです。植物や動物などの検査窓口は、荷物を入れたり出したりしたい人が、夜まで含めて所定の時間内なら、好きなときに持っていくといつでもチェックしてくれるんですけども、税関だけは、朝の8時半から5時までは普通に窓口を開けていますが、それ以外の時間帯になると、事前に「臨時開庁申請手続」という手続をやって、かつプラスアルファのお金を払うと開けてあげる、という臨時開庁制度になっています。ですから、動植物や食品の方は、いわゆるサービス業的なスタンスでどうぞいらっしゃいと言っているんですけども、税関の方はいかにもお役所で、頼めば開けてやるよという状況なんですけども、そもそも成田空港など24時間、職員が常駐している税関もあるんだから、あえて「臨時開庁申請手続」なんかしなくても、通関の申請ができるようにしてほしいということが、大体OKになったということです。

これは、実は規制改革会議では「あじさい月間」と「もみじ月間」という、年に2回、規制改革に対する実際の要望を広く民間から受け付けて対応するという仕組みがあるんですが、そのうちの「あじさい月間」の際に、定期航空協会と経団連から臨時開庁というのを何とか改善してほしいというような要望があって、議論を深め、これが実現できたというケースです。

もう一つ続けていいですか。

木場委員 どうぞ。

有富委員 もう一つ「外国人住民の台帳について」という資料をご覧ください。

この間、11月13日に海外人材タスクフォースで公開討論会をやりましたので、御存じの記者の方もおられると思うんですけども、要は、今、外国人で日本に住むことを認められている方というのが、ざっと200万人います。この200万人の人たちの、いわゆる住民としての台帳がないんです。だから、実際、地方自治体が外国人の住所など基本情報の把握をどうしているかといえば、すなわち、外国人登録制度という法務省の持っている制度を代替運用しているわけです。

しかし、この仕組みというのは、外国人が個人単位で登録されているというのが問題の1つ。

それから、転出届の仕組みがないということで、結果としてどういうことが起きているかということ、ある町に1回入ってきて、ある住所にいたはずなんですけれども、転出届や自治体間で情報交換する仕組みがないので、どこかへ引っ越してしまっても、どこへ行ったかなかなか分からない。その結果、税金が取れなかったり、保険料が取れなかったり、あるいは外国人の子どもさんに対する就学案内ができなかったり、もう実際に地方自治の現場ではこういう問題が出ているというのが1つ。

それから、外国人は個人単位でチェックしているものだから、日本人と結婚して子どもができて、相変わらず一人なんです。世帯単位の情報が必要な手続においても、いわゆる地方行政としては非常に困っていて、この間の公開討論会では、美濃加茂市の渡辺市長に来ていただいて、現場は具体的にこういうことが困っているんだ、ああいうことも困っているんだということをお話しいただきました。

これをきちんとやるというのが、既に閣議決定で平成 21 年度の通常国会でやると決まっているんですけども、我々の会議としては P D C A のチェックの段階で、何度もヒアリングを実施しているわけですが、法務省と総務省が自分の省の仕事ではないみたいなことを繰り返していたものですから、それをチェックしてきたわけです。もう一枚、裏に付けていますけれども、この間の公開討論会で最終的にロードマップを出してほしいと議論した結果、2 週間たってこういう形で出てきました。

それで、まだまだいろいろ問題はあるんですけども、とにかく少し進みました。その証拠は、この紙の一番下のところに、関係課長会議設置というのがあるところなんです。次に論点整理というところがあるんですけども、どういう問題を誰がきちんとやるかみたいなことを全部出していくということなので、ここは 12 月中ぐらいにでも我々ももう一度チェックをして、次のアクションにつなげていこうと考えています。これも進んだという御報告でございます。

以上です。

木場委員 どうもありがとうございました。

では、続いて川上委員、お願いします。

川上委員 お手元に 1 枚の「工場立地法の見直し」という紙がありますが、この工場立地法の見直し、これを地域振興の立場からやってほしいんですが、工場と周辺的生活環境の調和を目的とした工場立地に関しては、地域の実情に応じた生産施設の面積並びに緑地面積というのを規制の緩和を可能とするように、関係行政機関と議論を重ねてきているところでございます。

生産施設が、海外にどんどん日本の会社が進出するというグローバル化の中にあって、地域経済の活性化という観点からも、この工場立地の規制の緩和が必要であろうということで、スピード感を持って取り組んでいこうということでございます。

生産施設面積の緩和と緑地面積率の緩和ですが、この生産施設面積に関しましては、ここに書いておるとおり、業種毎に 10% ~ 40% の範囲で決められていて 40% が上限という状況でございますが、環境負荷、排出量の低減、土地の有効活用の観点からより実態に即した生産施設面積率が必要ではなからうかということで、この上限の緩和を求めているところでございます。

緑地面積率の緩和については、現在、工場では敷地面積の 20% の緑地帯が必要で、地域に応じては、地方自治体でプラスマイナス 10% の範囲で独自に設定できるので、10 ~ 30% の範囲で設けることとなります。

一定規模の工場を立地する場合に、工場敷地内に基本的には 20% の緑地が必要である。しかしながら、この規制が、導入される前に建てられた建物においては、この規制があるために、老朽化が進んでもこれをクリアーすることができないために建替えができないということもございます。生産施設の更新を行おうと思ってもできないということもございます。

地域の実情にあって、例えば地方において、周りが緑ばかりだったのを、山の中に工場が 1 つぽつんとある。こういうところにおいても、緑地帯の緑地面積ということは求められているわけであって、そういうふうな地域の実情に即した面積率の緩和を求めているところでございます。

以上です。

木場委員 どうもありがとうございました。以上、4点の取組みについて御説明いたしました。議長から補足がございましたら、お願いいたします。

草刈議長 特にありません。この「重点取組事項」と書いてありますが、この中には先ほど御説明のあった進展のあったものも若干含まれております。それから、全然進展していないものもありますので、今日説明したのも、この中的一部分でございますということで、参考までに。

木場委員 どうもありがとうございます。

なお、この後の公開討論の予定なのですが、項目だけ申し上げますと、法科大学院の在り方について、競売の民間開放、学校評価・学習指導要領、このようなテーマが候補になっております。これにつきましては、開催が決定次第、皆様に御案内申し上げる予定でございます。

それでは、これより質疑応答に入ろうと思いますが、御質問のある方は挙手願えますでしょうか。よろしくお願いいたします。

記者 まず臨時開庁は、具体的にはどういう方向で、完全に撤廃するわけではないわけですね。

有富委員 ですから、今は臨時開庁をお願いするというふうに事前に、実質的な作業はパソコンでやればいい程度なだけけれども、開けてくださいとってから、後ほど実際の申請をする形になっているのを、要するに成田などでは24時間、税関に職員がいるわけですから、わざわざそんなことをしなくても、ほかの検査と同じように、はい、これ通関をお願いしますと言えばやってくれるという状況になるという認識です。

記者 つまり、4番にある勤務実態に合わせ柔軟に対応というのは、例えば8時半～5時となっている部分をもうちょっと緩和するということですか。

有富委員 今も既に実態は緩和はされているんです。だけれども、基本は8時半から5時ですと、あとは臨時に特別にやってあげますというのを、実質的に人がいる間は、今から行きます、という事前にやる手続をなくして、臨時開庁の考え方を変えていく感じになると思います。

記者 臨時開庁そのものを無くすという理解でいいですか。

有富委員 それはちょっと違います。なぜ違うかということ、実は有料か無料かというところがあって、そこは結局最終的に合意できなかったわけです。まだ臨時開庁という仕組みは残っているけれども、実質的に受付の仕方としては通常開庁の形を取る。

お役人と話していると、難しいんですね。結果的にそこまで行ったということですか。

記者 臨時開庁はお金がかかるんですか。

有富委員 かかります。

記者 この時間内だとお金はかからないんですか。

有富委員 そうです。ほかの食品や動物は、夜中や土日にやってもお金がかからないんです。税関だけはお金がかかるので、それもおかしいではないかとずっと言っていたんだけど、ともかく受益者負担ですよ、国費がかかっていますよ、ということになってペンディングにしてあるので、今回は、臨時開庁の申請手続をしなくていいというところが、進歩だととらえてください。

記者 そうすると、くどいようですけども、お金は取るけれども、臨時開庁申請のようなものをいちいちしなくて良くなるという方向性でまとまったということですか。

有富委員　そうです。

草刈議長　名は残したいということです。次の段階ではそれに取り組みたいと思います。

記者　とりあえず、今回の第2次答申ではそこまでということですね。

草刈議長　そういうことです。

記者　あと、工場立地法の方は、着地点というのはどういったところになりそうなんですか。

川上委員　着地点は今から、今の40%が50%になるとか、そういう具体的な数字は出ておりません。これは今からということなんです。

緑地の面積も、例えば20%では、今、緑地の面積においては、たしか平成16年だったか、20%が10から30%と地方自治体で設定できることになっておりますが、これのさらなる緩和ということをお求めているところでございます。

記者　その対象の官庁というのは、どこになるわけですか。

川上委員　基本的には経産省です。

記者　経産省は、何らかの緩和という方向で考えますということまでは行っているわけですか。

川上委員　何らかの緩和という方向で話は進んでいるところで、ただ、具体的なパーセントが出ているかといえば、まだそういう状況ではないということです。

木場委員　どうぞ。

記者　子育て経験者に対する保育士資格要件の件なんですけれども、私、知識がないのでよくわからないのですけれども、保育ママというのはどういう概念なんですか。何かそういう資格のようなものがあってやっているということですか。

白石委員　国の保育ママ、家庭的保育というのは資格が必要でございます。この保育ママさんに当たる方の御自宅で、少人数でお子さんを預かる、大体2～4人ぐらいで、4人程度だと1人補助員のようなものを付けて、家庭的な保育をしてくださるという制度でございます。

記者　その制度を経験した人は、学歴にかかわらず入所可能になるということですね。

白石委員　はい。

記者　ただ、先ほどのお話だと、国の場合は保育ママになるにも看護師とか保育士の資格が要るということだから、看護師とか保育士の資格がなければ保育ママになれないから、保育ママの経験がない人は緩和の恩恵は受けられないという話になりますね。それはどういうことなんですか。

白石委員　そうなんです。このペーパーは、雇用・就労タスクフォースで、私のところは福祉・保育・介護というタスクフォースなんです。

今おっしゃったように、保育ママをやっていないければ保母さんになれないとか、試験を受けられないということになると堂々巡りでございますので、私どものタスクフォースで、要するに東京都がやっているように、無資格でもちょっとした研修を受ければ、子育て経験があれば保育ママになれると、ここで間口を広げていこうということでございます。

まず、国に東京都を見習っていただいて、資格がなくても子育て経験があれば保育ママになれるように国の制度を少し緩和してもらいます。こうした基準を緩やかにすることによって、保育ママさんの数が増えていきますし、それを経験した人が次のステップである保育士を養成する学校に行

けたり、保育士の試験を受けられるようになる。非常にまどろっこしいわけですが、ワンステップこちらの方で受け止めるということです。

記者 要するに、保育ママではなくて普通に家庭で育児経験があるだけの人は、この要件の緩和とは関係がないわけですね。

白石委員 そうですね。

どうぞ。

八田議長代理 勿論、元々、それを我々としては望んだんです。しかし、保育を経験した人をどうやって認定するかということが難しいと厚労省はいうわけです。

実は保育ママという白石委員が申し上げた制度があるんですが、その資格要件が、地方自治体でばらばらなんです。あるところは保育士でなければいけないけれども、東京を始め幾つかのところでは要件が非常に楽である。そうすると、衛生に関する研修を受けるといったことに関する全国的な基準をつくって、保育ママの対象者をきちっと制度化した上で拡大する必要があります。これは、白石委員のところで行ったので、保育資格要件の拡大と保育ママ要件の明確化はセットなんです。

だから、保育ママの資格要件がどうなっていくかは確かに興味のあるところですが、私どもとしては、実質的には、普通のお母さんたちが後で衛生とかに関する研修を受けたらばなれるようにというのが期待なんです。

記者 そうすると、保育ママになれるかどうかの部分というのは、まだこれからの。

八田議長代理 明確化するということは言っているわけですね。

記者 それは役所の方が言っているわけですね。

白石委員 厚労省の言い分は、子育て経験があっても、それが良い子育て経験なのかどうか判断できない。

記者 入り口の部分ですね。それでは、次のステップの部分でこれを取ったということですね。

八田議長代理 セットです。

記者 わかりました。

木場委員 ほかにございますか。

どうぞ。

記者 この4つの項目は、それぞれ項目によってまだ濃淡がありますけれども、いずれも答申に盛り込むということは省庁側と調整がついたので、固まったということではないのでしょうか。

草刈議長 工場立地はまだです。最後のネゴを具体論でやっているところです。

記者 では、この臨時開庁と保育士の要件緩和と外国人登録については、もう盛り込むということですか。

有富委員 そうです。

木場委員 どうぞ。

草刈議長 まだ大物は解決していないものが随分ありますけれどもね。

記者 念のためですが、混合診療については、情勢は変わっていないということですか。

草刈議長 今日、松井委員が所用で欠席となっておりますが要するにこちらとしては、ああいう判決が出ているんだから、これでまた控訴するということになると、1年かかるか1年半かかるか分かりませんが、その間にまた悲哀を味わう患者さんが続々と出てくるではないか。もう判決が出ているんだから、きちっとした対応をしてください、すなわち、非常にシンプルに言うと、控訴を取り下げてくださいということをお願いするしかありません。それを目指して、どうやって今からワークしていくのかということになります。

そういう意味では変わっていないと言えば変わっていません。

木場委員 ほかにございますか。

どうぞ。

記者 議長のお話ですと、混合診療に関しては、主張をお互いにしていてもなかなか平行線になってしまっているので、今、国が実施した控訴を取り下げてくださいとお願いすることに絞って交渉するということですか。

草刈議長 交渉というのか、それは松井委員もよく申し上げているように、最終的には政治的に決めてもらうより仕様が無いですね。

記者 それはそうなんですけれども、会議としての残った時間の今後のアプローチです。

草刈議長 厚労省と交渉しても、もう仕様が無いですね。何かいい知恵があれば教えていただきたいのですが、この前の公開討論でお聞きになったとおりで、彼らは3年前と全く同じことを主張している。あの域を出ないと、もう議論がかみ合わないのです。ですから、条件闘争とかそういうことをやる気は私たちは一切ありませんから、早くやめたらどうですかということワークするということです。

記者 やめたらというのは、控訴を取り下げることですか。

草刈議長 はい。

木場委員 よろしいでしょうか。

以上をもちまして、記者意見を終了いたします。お忙しい中ありがとうございました。お疲れ様でございました。